

## 岡山地裁判決 未払い残業代事件で完全勝利 付加金含め計550万円の支払いを命じる

岡山地裁（大濱寿美裁判官）は3月8日、ゴルフ用品販売業「ゴルフ・ドゥ」のフランチャイズに加盟する㈱シンクに対し、未払い残業代300万円（未払い特別手当33万円を含む）と付加金250万円の計550万円をYさんに支払えとの判決を下しました。

販売店の営業時間は午前10時から午後8時で、Yさんは毎日9時間30分程度働き、休日も月に5～6日しかありませんでした。

組合は2年間の残業代と不当にカットしていた特別手当33万円（11カ月分）を含めた約300万円を請求しました。会社側は基本給22万円の中に残業代が含まれているとして支払いを拒否、団交は決裂しました。

なお、その後、会社は基本給から控除した7万円を固定残業代とする内容の労働契約書を採用時まで遡って作成し、全労働者に対して署名捺印を強要しました。

### 労働審判から民事訴訟へ

平成23年10月、Yさんは岡山地裁に労働審判を申立てましたが、会社が調停での解決を拒否したために、平成24年1月、会社に226万円の支払い義務を認める労働審判が出されました。しかし、会社側がこの審判を不服として、異議申立てを行ったため、民事訴訟に移行しました。

民事訴訟では、裁判官の強い勧めにより、初めて会社がYさんのタイムカードを提出し

ました。タイムカードに基づいて未払い残業代を計算したところ、労働審判段階での推計計算が間違いないことがあらためて証明されました。しかし、この期に及んでも、会社はタイムカードの打刻が不正確であるなどと、あり得ない言い訳に終始しました。また、会社は、特別手当月額3万円カットについても、労働条件を変更して再雇用契約を締結した結果であるなどと苦し紛れの主張を行いました。さらには、Yさんの採用時の身元保証書記載の署名が有印私文書偽造であるとか、横領行為があったなどと、Yさんを犯罪者扱いにする主張に終始するなど、卑劣な悪あがきを繰り返しました。

岡山地裁の判決は、Yさんが請求していた満額の未払い残業代267万円、不当にカットしていた特別手当33万円を合わせた300万円の支払いを命じました。

### 悪質性を認め付加金250万円を追加

さらに、岡山地裁の判決では、労働基準法114条に基づき裁判官の裁量で認められる付加金250万円も追加され、計550万円の支払いを会社側に命じる完全勝利判決となりました。残業代未払いの事件で付加金が認められることは全国的にもまれです。非常識な会社の悪あがきは、このような結果につながりました。



## 第84回メーデーに参加しよう

岡山中央メーデーは、5月1日10時から、旭川河川敷相生橋東詰

## 断然お得な労働組合の自動車共済－見積もりを

私たちが加盟している全労連共済は労働組合の助けあいなので、民間保険会社などとは違い、営利を目的とはしていません。だから、「小さな掛金」で「大きな保障」が実現できます。一度見積もりして見て下さい。（裏面をご覧ください。）